

公 示 日 : 2021 年 9 月 15 日(水)

調達管理番号 : 21a00675

国 名 : ケニア国

担当部署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名 : ケニア国小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト (園芸栽培・普及)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 園芸栽培・普及
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 12 月上旬から 2022 年 3 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.67 国内 0.55、合計 2.22
- (3) 業務日数 : 国内準備 8 日、現地業務 45 日、国内整理 3 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2021 年 10 月 8 日(金) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021 年 10 月 22 日(金)までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :

- ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ① 類似業務の経験 40 点
    - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
    - ③ 語学力 16 点
    - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	園芸作物栽培の技術研修及び普及に係る各種業務
対象国／類似地域	東アフリカ地域/全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし。但し、黄熱病流行国であり、事前の予防接種を奨励します。

## 6. 業務の背景

ケニア共和国（以下、ケニアという）政府は、農業開発及び食料安全保障を国家長期開発計画（Kenya Vision 2030）及び第三期中期開発計画（2018年～2022年）における重点経済政策の一つに位置付けている。ケニアの農業セクターは、GDPの33%、輸出額の62%、農業従事者数、利用農地面積、農業生産高の約2/3を小規模農家<sup>1</sup>が占める主要産業である<sup>2</sup>。さらに地方人口の70%が農業に従事していることから、同国の更なる経済発展のためには、地方部における農業セクターの成長が不可欠である。ケニア農業水産畜産組合省（以下、「MoALFC」）<sup>3</sup>は2019年に「農業セクター構造転換及び成長戦略（2019年～2029年）」を策定し、第1の柱として小規模農家の収入向上、第2として農業生産量増と高付加価値化に取り組むとしている<sup>4</sup>。これらの実現のために、成長性の高い品目として園芸作物を含む13の優先作物が選定され、中小農業関連企業（アグリビジネス企業）による小農支援、農業・食品加工団地の設立及び運営が構想されているが、原材料である農産物の品質と供給量の確保、そのための幅広い関係者間の

<sup>1</sup>後出のASTGSにおいて、保有、耕作あるいは経営する農地面積が0.5～5haは小規模農家、5～100haは中規模農家、100ha以上は大規模農家と分類される。

<sup>2</sup> ASTGS, 2019

<sup>3</sup> Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries の略。事業実施当時は農業・畜産・水産・灌漑省(MOALFI)。

<sup>4</sup> 第3の柱は家庭の食料レジリエンス向上

連携が鍵とされている。

JICA は 2006 年に「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（以下、「SHEP」）」（2006 年～2009 年）を開始し、ケニア農業水産畜産省（当時）と農業食料公社園芸作物局（AFA-HCD<sup>5</sup>）と共に SHEP アプローチ<sup>6</sup>を確立した。続く「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト（SHEP UP）」（2010 年～2015 年）では全国展開を図り、地方分権に伴い農業普及を含む行政サービスの一義的な提供主体となった地方政府（カウンティ政府<sup>7</sup>）による SHEP アプローチの活用及び定着を図る「地方分権下における小規模園芸農民組織強化・振興プロジェクト（以下、「SHEP PLUS」）」（2015 年 2 月～2020 年 3 月）を実施した。

係る状況を踏まえケニア政府の要請に基づき、2019 年 10 月に「小規模農民組織強化・アグリビジネス振興プロジェクト」（以下、「SHEP Biz」）の詳細計画策定調査を実施した。その結果、SHEP Biz は、SHEP アプローチを通じた小規模農家の収入向上（コンポーネント 1）のみならず、アグリビジネス企業の活動支援（コンポーネント 2）の試行を通じたケニア行政のアグリビジネス支援能力の向上を図り、もって、地方部の生計向上に寄与するとの協力枠組みに合意し、2020 年 12 月から 5 年間（予定）で実施中である。本業務は上記枠組みのうち小規模農家の収入向上（コンポーネント 1）の一環として、園芸作物の栽培技術研修の円滑化支援と栽培技術教材の改善点を提案し、プロジェクト全体期間で取り組むべき園芸栽培普及活動の抽出及び助言するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、SHEP Biz に従事中の直営専門家（以下「プロジェクト専門家」）及び MoALFC 職員である SHEP Biz 専属カウンターパート（以下「C/P」）とともに、C/P による農業普及員（カウンティ政府職員）に対する栽培技術研修の円滑化支援を行う。また、農業普及員による農家グループ現地研修（以下「In-Field Training」）のモニタリングを C/P とともに行う。これらの活動を通じて、農業普及実施主体であるカウンティ政府が SHEP アプローチを活用した農業普及を持続的かつ効果的に実施できるよう、プロジェクトによる栽培技術研修及び教材の改善点を提案し、2025 年 11 月までのプロジェクト期間で取り組むべき園芸栽培活動の抽出及び助言を行う。

---

<sup>5</sup> Agriculture and Food Authority - Horticultural Crops Directorateの略。事業実施当時は園芸作物公社（Horticultural Crops Development Authority: HCDA）。

<sup>6</sup> 小規模農家に対し、「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、営農スキルや栽培スキル向上によって農家の園芸所得向上を目指すアプローチ（考え方や手法）。

<sup>7</sup> Countyはケニアでは中央政府に次ぐ行政単位であるが日本語には正しい語感を伴う単語がないことからそのまま「カウンティ」と表記する。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2021年12月～2022年1月上旬）

- ① SHEP Biz 関連資料（SHEP PLUS 事業完了報告書（英文）<sup>8</sup>、SHEP PLUS 園芸栽培専門家業務完了報告書<sup>9</sup>、SHEP PLUS 栽培技術教材<sup>10</sup>、SHEP Biz 詳細計画策定調査報告書、SHEP Biz 合意文書等）を参照し、SHEP アプローチにおける栽培技術研修の現状及び概要を把握・分析する。外部公開済の情報以外は JICA 経済開発部より一式提供するが、その他希望する情報があれば確認及び提案する。
- ② JICA 経済開発部と調整のうえ、JICA ケニア事務所による現地渡航等に関する留意事項等、またプロジェクト専門家（直営長期専門家）によるプロジェクト活動の進捗状況等に関するブリーフィング会議（オンライン）に参加し、必要に応じて質問事項等を纏め、事前に共有する。
- ③ プロジェクト専門家と調整し、現地における業務内容や留意事項等を整理する。
- ④ 業務計画（業務方針、業務工程を含む）を纏めたワークプラン案（英文）を作成し、プロジェクト専門家との大枠合意ののち、JICA 経済開発部及びケニア事務所へデータにて送付・提出する。また、必要に応じて説明を行う。

(2) 現地派遣期間（2022年1月上旬～3月上旬）

- ① 現地業務開始時に、ワークプラン案（英文）について、プロジェクトチーム（C/P と長期専門家）に対し説明を行い、現地派遣期間中の業務工程、業務方針についての詳細を打ち合わせる。合意したワークプラン（英文）のデータをプロジェクトチーム、JICA ケニア事務所、JICA 経済開発部へ共有する。
- ② SHEP Biz として最初に介入する第1バッチ・カウンティ政府の職員<sup>11</sup>（1カウンティ20名程度）を対象とする園芸作物栽培技術 ToT 研修（以下「FT-FaDDE」：Facilitators Training for Farmers' Demand Driven Extension）をプロジェクト専門家及び C/P とともに準備し、実施する。FT-FaDDE は地理的に近い2カウンティを合同で実施し（参加者は2カウンティで計40名程度）、5日間の集合研修を想定して

<sup>8</sup> JICA図書館にて閲覧可。<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043526.html>

<sup>9</sup> HPIにて閲覧可。<https://www.jica.go.jp/project/kenya/015/materials/index.html>

<sup>10</sup> Horticulture Crop Technical Handbook（製本教材）は本業務従事者選定後にJICA経済開発部から貸与可能。Note for TOT、Kamishibaiはホームページで閲覧可。

<https://www.jica.go.jp/project/english/kenya/015/materials/index.html>

<sup>11</sup> 第1バッチは10のカウンティを対象にしている。各カウンティの対象者は、County Crop Officer（カウンティの作物担当技官）、Sub County Crop Officer（Sub Countyの作物担当技官）、Ward Agriculture Officer（農業普及員）

おり、本業務期間中に計5回（計10カウンティ）の ToT 研修を完了する。当該専門家は、このうち2回程度の研修に参加する想定である。<sup>12</sup>

なお、指導対象の作物は、同研修に先立ち各農家グループがマーケット調査の結果として選定した作物がすべて対象となる<sup>13</sup>。指導教材については、SHEP PLUS で最終化した園芸作物指導教材を活用する。

- ③ SHEP PLUS までは、農業普及員が活用する教材 Kamishibai をラミネーション加工してハードで供与してきたが、SHEP Biz では、この教材をすべてソフトで提供し、タブレットを利用した農家指導に切り替える。ソフトによる Kamishibai の効果的な活用に関する講義資料を作成し、カウンターパートが FT-FaDDE で説明できるよう準備を行う。<sup>14</sup>また、SHEP Biz で活用可能な動画教材について、既存の動画教材も参考に、素案を作成する。
- ④ FT-FaDDE を受けた農業普及員等が対象農家グループに実施する In-Field Training を C/P と共にモニタリングし、普及員等による指導内容や方法等の状況を確認する。
- ⑤ FT-FaDDE の実施及び In-Field Training モニタリングの結果を踏まえ、FT-FaDDE の構成や教材における改善点（案）を抽出し、今後プロジェクトチームが取り組むべき活動（案）と道筋（案）の仮説を検討する。なお、FT-FaDDE は最新の栽培技術等の試行的導入ではなく、農家が指導技術を個人の圃場で実用することに重点を置いている。よって、本業務従事者には、日本や他国での栽培技術もしくは農業普及の指導方法や経験を踏まえ、同観点に留意及び配慮した助言を行うことが求められる。
- ⑥ 抽出された改善点（案）と今後の取り組み（案）を踏まえ、9名の C/P を対象としたワークショップを実施し、2022年に予定される第2バッチ対象カウンティ政府職員への FT-FaDDE に向けた作業計画の策定を支援する。なお、C/P の人員体制としては、2015年2月開始の SHEP PLUS から継続して勤務にあたる C/P7名と2020年12月開始の SHEP Biz から新たに配置となった C/P2名の計9名の C/P が専従配置されている。このうち3名はアグリビジネス・コンポーネント（コンポーネント2）を担当するが、SHEP アプローチの栽培研修にも関与することから、CP 全体

<sup>12</sup> 新型コロナウイルス対策により規模及び回数等を変更する可能性あり。

<sup>13</sup> SHEP PLUSで指導した作物については、ケール、トマト、玉ねぎ等合計で35作物に渡る。詳細はSHEP PLUS関連資料を参照。

<sup>14</sup> タブレットは全普及員が所持し、タブレット自体の基本的操作方法は、FT-FaDDE以前の研修で指導を行う予定。

をワークショップの対象とする。新規に配属となった C/P も他ドナープロジェクトにおける栽培技術指導など相応の経験を有する。このため、本業務従事者は、一方向の成果や提案の発表ではなく、ワークショップを通じて C/P の経験と意見を汲み上げ、FT-FaDDE 改善点とその後の作業に関する協議のファシリテーションが求められる。

- ⑦ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、プロジェクトチーム及び JICA ケニア事務所へ報告し、データを提出する。

(3) 帰国後整理期間（2022 年 3 月中旬）

専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に提出・報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン（英文データ）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容などを記載。

提出方法：電子データ（電子メール等にて送付可）。

提出先：JICA 経済開発部、JICA ケニア事務所、プロジェクトチーム

(2) 現地業務結果報告書（英文データ）

派遣終了時の業務結果報告を関係者と共有するために作成。

提出方法：電子データ（電子メール等にて送付可）。

提出先：JICA 経済開発部、JICA ケニア事務所、プロジェクトチーム

(3) 専門家業務完了報告書（和文データ及び簡易製本3部）

業務完了届とともに 2022 年 3 月 8 日までに提出。

現地業務結果報告書（英文）を本報告書の一部として別紙として添付のうえ、業務の概要及び日本人関係者への報告事項（提案事項や留意点等）を必要に応じ和文にて追記する。現地業務で収集した参考資料や作成資料は参考資料として添付する。

体裁は簡易製本とし、電子データ（CD）を併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_202103.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf)

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇒ドーハ⇒ナイロビ⇒ドーハ⇒日本若しくは日本⇒ドバイ⇒ナイロビ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費  
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
  - ① 現地業務日程  
現地業務期間は 2022 年 1 月 15 日～同年 2 月 28 日を予定しています。  
現時点で、ケニア到着時に自己隔離期間は設定されていません。
  - ② 現地での業務体制  
本業務に係るプロジェクト専門家（直営長期専門家）は、以下のとおりです。
    - ア) チーフアドバイザー／SHEP アプローチ
    - イ) SHEP 連携促進
    - ウ) 業務調整（SHEP）／SHEP アプローチ広域化※なお、SHEP コンポーネントに従事する本業務従事者による直接的な関与はないが、アグリビジネス・コンポーネントにおいてコンサルタント契約による専門家が 7 名従事しています。
  - ③ 便宜供与内容  
プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。
    - ア) 空港送迎：あり
    - イ) 宿舍手配：適宜サポートします。
    - ウ) 車両借上げ：あり
    - エ) 通訳備上：なし
    - オ) 現地日程のアレンジ：適宜サポートします。
    - カ) 執務スペースの提供：プロジェクト事務所内。SHEP Biz の長期専門家等と同じ執務スペース（机などの家具及びインターネット環境完備）
- (2) 参考資料
  - ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループにて配布します。配布を希望される方は代表アドレス（E メール：edga2@jica.go.jp）宛

てにメールをお送りください。

- ・直近3ヶ月程度の月報
- ・合意文書（Record of Discussion:RD）
- ・プロジェクトの年間活動計画（Annual Activity Plan）
- ・The SHEP Approach Implementing Guidebook (SHEP PLUS)
- ・園芸作物基礎情報（Horticulture Validated Report 2018/19）

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適

用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上